

兵庫県公報

令和 7 年 5 月 30 日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5 丁目 10 番 1 号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

教育委員会規則

- 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則 ページ 1

公布された法令のあらまし

◎教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第12号）

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 30 日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原 俊平

兵庫県教育委員会規則第12号

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の教育職員の免許状の授与等に関する規則様式第2号については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前の教育職員の免許状の授与等に関する規則様式第2号（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。